

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日	
条例の題名	職員 ^の 救慰金等の支給に関する条例	公 布 日	平成6年3月29日	
条 例 番 号	平成6年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成21年10月23日	
所管部局課	総務部福利厚生課	電 話 番 号	059-224-2115	
条例の概要	職員に対する救慰金及び見舞金の支給に関し、定めたものである。 (救慰金 - 職員が危害を加えられ、又は被害を被ることを予断できるにもかかわらず、これを顧みることなく職務を遂行したことに基づいて危害また又は災害を受け、そのために障害の状態となり、又は死亡したとき支給される賞じゅつ金)	条例の 類型	その他	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	警察職員や消防職員に準じた条例であり、妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	職員の救慰の取扱いの均衡を図るため公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)。	はい	警察職員の救慰に関する条例と同一としている。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし		
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい		
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	一部であっても廃止した場合、目的を達成することができない。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	廃止した場合、不公平が生じる。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	警察職員の救慰に関する条例と同一としている。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	改正を検討する。	警察職員の救慰に関する条例の一部を改正することに鑑み、職員の救慰の取扱いの均衡を図るため。		無
				有効期限に関する規定の有無
				無